

振動規制法で規定されている特定建設作業一覧(振動規制法施行令別表第2)

No.	建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	作業内容	使用する機械の例
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)を使用する作業</li> <li>・くい抜機(油圧式くい抜機を除く)を使用する作業</li> <li>・くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> </ul>	<p>くい打機 : 各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械</p> <p>くい抜機 : 打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械</p> <p>くい打くい抜機 : 同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械</p>	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、振動くい打機(バイプロハンマ)等
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3tの鋼球をクレーン等で吊り、落下またはクレーンを回転させて鋼球をあてて、その衝撃力を利用して構造物を破壊する作業をいう。	クレーン、鋼球
3	舗装版破砕機を使用する作業	<p>舗装版破砕機を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>	ハンマを落下させることによって生じる衝撃を用いて舗装面を破壊する作業をいう。	ドロップハンマ式の舗装版破砕機
4	ブレイカー(手持式のものを除く)を使用する作業	<p>ブレイカー(手持式のものを除く)を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p>	ブレイカーの先端に油圧などの動力を利用して打撃力を加えて舗装版等を破砕する仕組みの作業をいう。	ジャイアント(大型)ブレイカー、油圧ブレイカー